**点呼実施要領（貸切バス）**

**この要領は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき****、運転者に対する点呼の実施に関することについて定める。**

**※　作成にあたっては、以下を参考に自社の規程類や運行実態に沿うように作成して下さい。**

**１． 点呼の重要性について**

運転者の体調不良や自動車が安全に運行できる状態でなく、また、運行経路の情報不足での運行は、重大事故につながるおそれがあるが、点呼は重大事故等を未然に防ぐ重要な手段であり、当社の日々の点呼は、この要領に従って確実に行うこととする。なお、運転者に対しては、日頃から点呼の重要性や点呼時の心構え等を、本要領に基づいて教育を行うものとする。

**２．点呼執行者**

運行管理者または補助者

（運行管理者の行う点呼回数は、点呼を行うべき総回数の１／３以上。）

（執行にあたり、服装その他身だしなみを整えておく）

**３． 点呼場所及び備品**

 ・　営業所内の所定場所（指定位置を足型等で明示する。）

 ・　備品　：　アルコール検知器、血圧計、体温計、消毒アルコール、時計、全身鏡等

**４．　点呼を行う時刻**

　・　乗務前点呼　　：　日常点検実施後、出庫　　　　分前

　・　乗務後点呼　　：　運行終了後、車庫の所定の位置に車両を格納した後速やかに

　・　宿泊先点呼　　：　乗務前・乗務後点呼は改善基準告示による休息期間の前後

　・　乗務途中点呼（※） ： 実車距離１００㎞から４００㎞の間にある休憩地点毎に到着後

※　乗務途中点呼とは、規則上定められた点呼だけでなく、自社独自で実施する点呼も含む

**５．　点呼の方法**

　・　原則　：　対面（運転者は指定位置で）

　・　運行上やむを得ない場合（宿泊の伴う運行等、乗務前点呼又は乗務後点呼が運転者の所属する

営業所において対面で実施できない場合）等は電話で。

　・　ツ－マン運行の場合は、運転者ごとに実施。

　**６．　確認事項と進め方**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乗　　務　　前　　点　　呼 | 日常点検状況及び携行品の確認 | ①　日常点検表と運転免許証を提示させ確認 |
| 疾病、疲労、睡眠不足等の状況確認 | ②　運転者の顔色、声音や服装などを観察、睡眠状況（睡　眠時間）及び疾病、疲労その他の理由により安全運転をすることができないおそれがないか質問・確認 |
| ③　疾病等の治療中の運転者に対しては、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に従い確認　 ※１　※２ |
| 酒気帯びの有無の確認 | ④　運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を目視、確認しながら、前日の飲酒の有無（飲酒の量）について質問・確認　※１ |
| ⑤　アルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無の確認※１　※３ |
| 当日の運行に対する指示、指導 | ⑥　配車・到着場所及びその日時、経路並びに休憩する時間や場所、乗客や荷物に関する注意事項等について運行指示書に基づいて指示・確認 |
| ⑦　道路渋滞や工事、規制箇所の状況、及び天候などの状態から予測される危険性について注意を促し、安全運行に必要な安全速度、運転方法などを指示・指導※４　※５　（別添、指導項目キーワードを参考に） |
| 服装の確認 | ⑧　運転に支障がなく服務規程に定める服装（制服及び制帽等)か、乗客に不快な感じを与えないか確認 |
| 携行品の確認 | ⑨　運転免許証、ETCカード、乗務記録（日報）、運行指示書、その他業務上必要書類を確認 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乗　　務　　後　　点　　呼 | 携行品の回収 | ①　乗務記録（日報）、チャート紙、運行指示書、車両キー　等 |
| 運行・道路・旅客の状況の確認 | ②　乗客や荷物の異常、車両や道路の状況、交替運転者に対する通告内容について報告 |
| ③　乗務記録（日報）・チャート紙により運行状況を確認 |
| 酒気帯びの有無の確認 | ④　運転者の状態を目視等により確認を行うとともに、アルコール検知器を用いて確認 |
| 事故、苦情、遺失物の確認 | ⑤　苦情、事故・違反、遺失物の有無について確認 |
| 翌日勤務の指示並びに確認 | ⑥　翌日以降の運行予定の確認を行い、安全運行に関する　事前の指示を行う |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乗務途中点呼 | 運行・道路・旅客の状況の確認 | ①　車両、道路及び運行状況（遅延等）､乗客の状況を報告させ、確認 |
| ② ①の状況から安全運行に必要な指示 |
| 安全運転可否の確認 | ①　健康状態、疲労の度合い、睡眠不足の状況、飲酒の有無、その他安全運転を阻害するおそれについて報告させ、安全運転ができる状態かを確認 |

※１ 安全運転ができないおそれがあると判断した場合には、別に定める規定（自社の実態に応じた規定の作成をお願いします。）により、代替運転者の手配等を行う。

※２ 健康診断結果に異常の所見がある運転者や就業上の措置を講じた運転者に対しては、点呼記録簿の運転者名の横に、疾病に応じたマーク（＊等）を付与しておく。

※３　アルコール検知器は、取扱説明書に基づいて管理し、少なくとも１週間に1回以上、洗口液、液体歯磨等のアルコールを含有する液体等を使用して正常に作動するか確認する(半導体式はセンサー寿命が短く、耐用年数、使用年数も限られるので要注意。)。

また、車両に設置又は備えられているアルコール検知器は、電源が確実に入り本体に損傷がないことを出発前に確認する。

※４　適性診断結果などから、運転者個人に応じた安全運転方法、乗客の安全確保等の指導も併せ

　 て行う（指示・注意事項キーワード別紙）。

※５　渋滞や事故等の不測な事態でルート変更する場合は必ず報告させ、指示を受けさせる。

　この要領は　　　　年　　　月　　　日 から実施する。

住　　所

事業者名

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞